

要介護認定申請書に医療保険情報の記載が必要になりました

介護保険法施行規則の一部改正（令和3年厚生労働省令第43号、第167号）に伴い要介護認定申請書に医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載が必要となりました。

記

●変更事項

①あさぎり町国民健康保険及び社会保険等加入者は、記号番号等の記載並びに医療保険被保険者証の写しの添付または原本の提示を求めます。

②すでに認定を受けていらっしゃる方で熊本県後期高齢者医療保険加入者の方につきましては、写しの添付または原本の提示は求めませんが記載をお願いいたします。

ただし、あさぎり町外に住所を有する方は、①と同様の取扱いとなります。

③取扱施行日：令和4年4月1日（金）受付分から

※ご注意

第2号被保険者の取扱いには変更はありません。従前通り医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載、医療保険被保険者証の提示が必要です。

以上

〈問い合わせ先〉

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地

あさぎり町役場 高齢福祉課

TEL：0966-45-7215